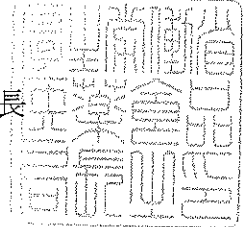


薬食発 1120 第 27 号
平成 21 年 11 月 20 日

各都道府県知事 殿

厚生労働省医薬食品局長



「医薬品等輸入監視要領」の一部改正について

医薬品等の輸入監視については、無許可、無登録品又は不良品等が違法に国内に流入することを未然に防ぎ、もって国民の保健衛生上の危害を防止することを目的として、平成17年3月31日付け薬食発第0331003号厚生労働省医薬食品局長通知により「医薬品等輸入監視要領」が定められているところであるが、今般、輸入監視業務の円滑な実施を図るため、下記の通り改正したので、御了知のうえ、貴管下関係業者に対し、周知方よろしくご配慮願いたい。

記

1. 「医薬品等輸入監視要領」の5(2)に次のように加える。

- ク その他、保健衛生上の観点等から当該医薬品等を輸入することが、特に必要な場合
- a 輸入報告書(別紙第1号様式) 2部
 - b 輸入品目の商品説明書(別紙第6号様式) 1部
 - c 仕入書(写) 1部
 - d 必要理由書 1部
 - e 航空貨物運送状(Air Way Bill)(写)又は船荷証券(B/L)(写) 1部

2. 「医薬品等輸入監視要領」の5(3)に次のように加える。

- オ (2)クの場合における確認及び審査にあたっての留意事項については、個別に、厚生労働省医薬食品局監視指導・麻薬対策課長より担当厚生局長あて通知するので、輸入者より照会のあった場合は、厚生労働省医薬食品局監視指導・麻薬対策課に相談させること。